

防衛医科大学校達第7号

防衛医科大学校幹事の職務の細部に関する達を次のように定める。

平成20年8月1日

防衛医科大学校長 早川正道

防衛医科大学校の自衛官を持って充てる副校長の職務の細部に関する達

改正 平成26年4月1日達第9号
令和3年3月31日達第2号

第1条 防衛医科大学校の自衛官を持って充てる副校長は、防衛医科大学校の副校長の職務に関する訓令（平成19年防衛省訓令第13号）第1条に基づき職務を行うに当たっては、特に、次の各号に定める事務を総括するものとする。

- (1) 統合幕僚監部首席後方補給官、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官及び航空幕僚監部首席衛生官（以下「各幕」という。）との間における調整事項（医学科学生及び自衛官候補看護学生の進路調整及び防衛医学研究における自衛官の健康管理情報の使用調整を含む。）の基本に関すること。
- (2) 医学科学生及び看護学科学生の教育訓練に関する事項（事務局及び学生部以外の所掌に属するものを除く。）の基本に関すること。
- (3) 緊急事態等に備えた体制整備、教育訓練及び調査研究（各幕との調整を含む。）の基本に関すること。
- (4) 防衛医学研究センターの組織の基本（一部自衛官をもって充てることとされている教官人事を含む。）に関すること。

附 則

この達は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。